報告第　１　号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定に基づき報告する。

令和８年１０月３０日提出

倶知安町長　　文　字　一　志

専　決　処　分　書

物損事故に係る損害賠償金について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和８年９月１８日

倶知安町長　文　字　一　志



損害賠償の額の決定及び和解について

１　事故の概要

⑴　事故発生日時　　令和８年７月27日　午後４時30分頃

⑵　事故発生場所　　北海道虻田郡倶知安町字緑５０５地先
町道八幡緑線

⑶　事故の状況　　町道八幡緑線の道路補修作業中、事故者が運転するダンプ車に砂利を積み、荷台を上げた状態で、砂利を敷きながら通行していたところ、上げていた荷台の上部が付近の電線に接触し、電線を損傷した。なお、ダンプ車に損傷はなく、けが人等もいなかった。

２　損害賠償額

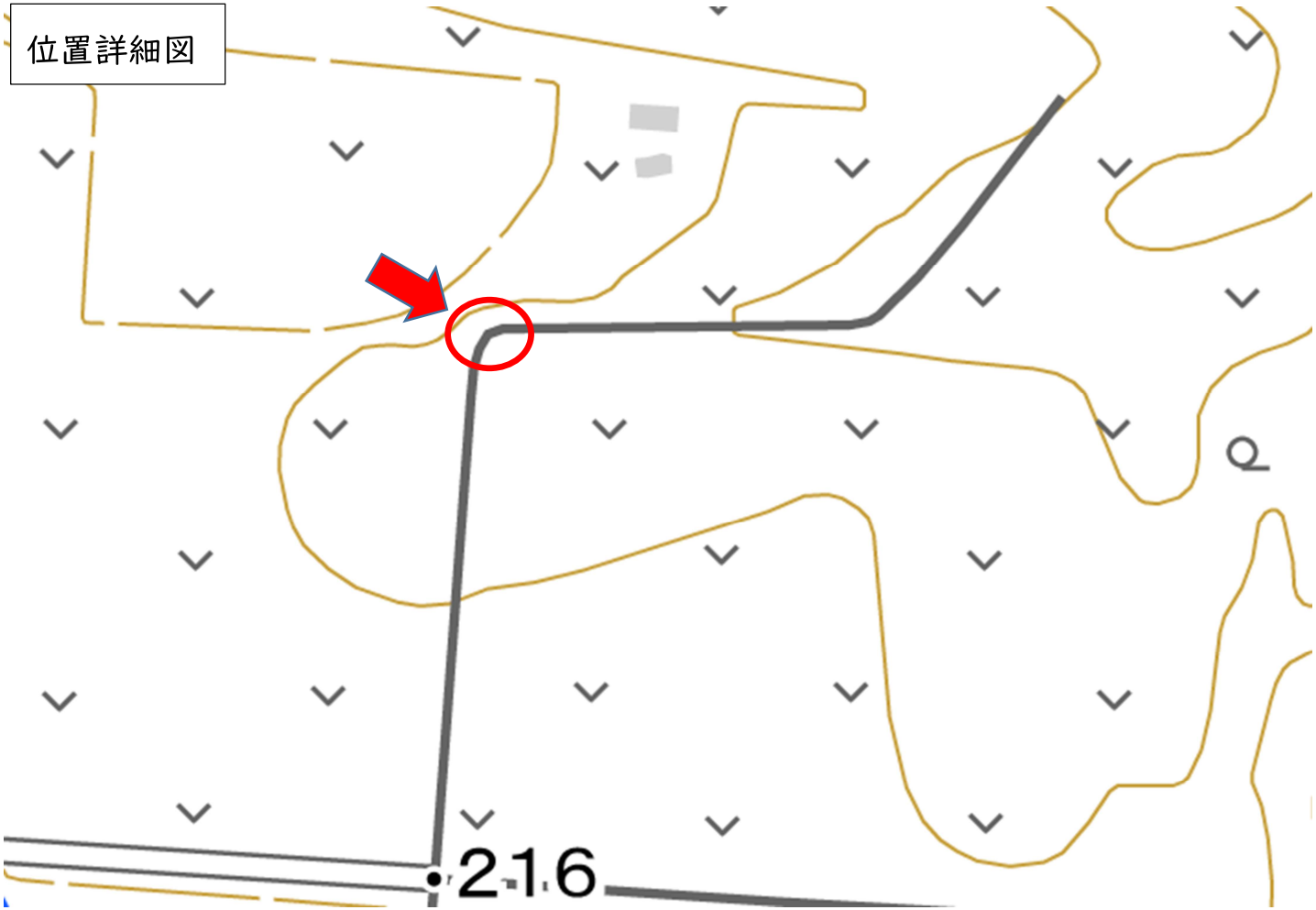
⑴　相手方の損害総額61,815円

⑵　上記損害についての過失割合及び損害賠償額
過失割合は、倶知安町100％、相手方0％とし、倶知安町は相手方の損害額のうち100％を賠償する。
損害賠償額61,815円

３　事故処理方法　　示談による処理

位置図




位置詳細図
216